

第11791号 平成 21 年 3 月 24 日(火)

(毎週 火・金発行)

#### 目 次

	쟜		ניא																														
〇 f	[[本 県	、調⋾	里卸	ī法	施	行	細	則	$\mathcal{O}$	_	部	を	改	正	す	る	規	則		٠.	٠.		٠	(	健	康	づ	<	ŋ	推	進	課)	) 1
〇 f	版本県 版本県	立位	呆育	大	学	校	学	則	を	廃	止	す	る	規	則											(	少	子	化	対	策	課)	3
	告	_	₹																														
$\bigcirc$ $\mathfrak{x}$	重畜 証	明真	些σ	)	什																٠.								(	杰	産	課)	4
	11 本都	古言	斗 庙	行	7/2	渚	重	丵	$\triangle$	<del>±</del>	//\	出:	下	71/2	湒	$\sigma$	重	丵	亦	軍	叡	ᇚ					(	下					
	章害者	· 白 7	<u>+</u> =	: 掉	沙	17	其	不づ	7	追	完	台	+	<b>宝</b>	垣坪	定	歩	松	題	7	特	抽	浬	陰	乒		(	'	/1/	>/K	7)0	H/K /	
																					7日					四字	宇	<del>*</del>	#	垭	公公	室)	4
	版本県																								) (	早	古ノ	10	X	1仮	心	= /	) 4
	医平牙	・シェ	十 1オ	。暖	月七	及工	木バ	[[7]] —	ひし	本	· 	杜	愛口山	及数	兴	11	1 <del>1</del>	TE	光七	 +		•	(	父	皿	٠	\	9		从小	土.	課	5
$\bigcirc$	上砂災	古	主力		坝	汉	O,	Т.	11'	火	古	付	力リ	言	戏		坝	0)	抇		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •						
$\bigcirc$ i	旦路の	) 区 1	ツ 没	、火	٠.	• •	٠.	٠.	• •	• •	٠.	٠.	• •	٠.	• •	• •	• •	• •	٠.	• •	• •	٠.	٠.	٠.	٠.	•	(	坦	跲		筀	課	
$\bigcirc$ 1	旦路り	) 洪 [	日所	9 好				٠.				٠.					٠.	٠.			٠.				٠.	•	(			IJ			32
Οį	自路の	供点	月 饼	一始					٠.			٠.	٠.		٠.		٠.	٠.		٠.	٠.				٠.	•	(			IJ			32
Οi	直直直直直直 10000000000000000000000000000000	供月	月 屏	一始	• •	٠.	٠.	٠.				٠.			٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.		٠.	٠	(			IJ		,	32
Οì	直路の	供月	月屏	一始		٠.	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠	(			IJ		)	33
	公	<del>-</del>	둑																														
$\bigcirc$	大規模	「小ぅ	. 尼	誦	77.	地	法	に	基	づ	<	届	出		٠.		٠.	٠.		٠.	٠.				٠.	•	(	商	工	政	策	課)	34
$\bigcirc$ $\overline{2}$	大規模 区成2 支能実	1年月	度前	j期	技	能	検	定	$\mathcal{O}$	実	施															(	労	働	雇	用	総	室)	34
O ‡	支能集	習#	訓 度	こ	係	る	平	成	21	年	度	技	能	検	定	$\mathcal{O}$	実	施								(			J	j		į.	36
ŌÌ	開発 行	為心	こし	す	る	Ĭ.	事	$\mathcal{O}$	検	杳	済	証	交	什	及	てド	Ī.	事	完	了	公	告							(	建	築	課	38
	都市計																												Ì	_	]]	1310	38
	祁市計																												Ì		IJ	Ś	38
$\bigcirc$	日 発 行	- 当 [	こし	1 1	ス	7	車	$\widehat{\mathcal{O}}$	桧	杏	浴	乖	器	亻	及	アド	岩	重	宗	亨	小	尘	٠.	<u> </u>	Н.				ì		"	Ś	39
	開発行 争議行	- 当 (	ころ	, 生			<b>.</b> .	•	150	т.	1) <del>-1</del>		<u>^</u>		<i>/</i> .			· ·	, i		<u>~</u>	∴.				(	岩	働	展	Ш	公公	会	39
$\bigcirc$ $\pm$	邓市計	- 画 :	ノ J	1 3 G	久	笜	3	T百	$\sigma$	坩	士	1	1-	ス	閗	邓	行	*	$\neg$	車	<u></u>	7	//\	生.			<i>)</i> ,		/E	油	筑	並	39
$\bigcirc$ 1	都市計	四1.	ムケ	7 0 C	不久	不知	9	古古	<i>o</i>	加出	上上	17	<u>۲</u>	る	川川	龙蚁	分	光	<del></del>	中	Ż	7	ムハ	出生					(		米川	HAT.	39
	# <del>남</del> 회		ム オナ ダ	; 00 ; 00	木久	分	ပ ၁	欠古	<i>(</i> )	加	华	1-	ト	シマ	用	北水	行	河出	士	书由	몿	7	公公	口.				-				<	40
	市計	一 四 亿	ムオス	; 30	米	퐈	J	垬	0)	况	处	(_	4	3	用	釆	11	柯	丄	肀	兀	1	Z		• •		٠.,	· /斜	_	ш	11 4/i>	<del></del>	40
0 =	护 硪 1」 「 」 」	一角り	ソ丁	一		· ·	· ·	···									٠.					• •	ш.	ъ. Т.	⊐ı		カ	割	准	出	松	主	40
$\bigcirc$	上地以	艮号	卦 羔	ŧ (/)	<u></u>	爭	元	1		٠.	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	• •	٠.	٠.	٠.	•	(	莀	柯	計	囲	•	抆	枛	官	埋	課	41
_	登	載	_ 体		頼								× 1		,,			٠,				٠.			,					_	_		
	女治資																								(	選	挙	管	理	委	員	会)	
	女治 資																								(				IJ			)	41
	汝治 資																								(				IJ				42
	汝治 資																								(				IJ				42
	女治 資	金丸	見正	: 法	0	規	定	に	基	づ	<	政	治	寸	体	$\mathcal{O}$	名	称	等	$\mathcal{O}$	公	表			(				IJ				42
	[[本 ]																								企	業	局	総	務	経	営	課)	43

#### 規 則

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県調理師法施行細則(昭和34年熊本県規則第8号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

(書類の提出)

- 第2条 法第5条の2第1項の規定により知事に提出する書類は、1通とし、就業地を管轄する熊本県保健所長を経由しなければならない。ただし、当該就業地が熊本市の区域にある場合は、直接知事に提出しなければならない。
  2 政令第1条及び第11条から第15条までの規定により知事に提出する書類は、1通とし、熊本県保健所長(熊本市に住所を有する者が長りませた。
- 本市長)を経由しなければならない。ただし、県外に住所を有する者が政令第11条か

ら第15条までの規定により知事に書類を提出する場合は、直接知事に提出しなければ ならない。

- 政令第1条の2から第1条の5までの規定により知事を経由して厚生労働大臣に提出 する書類は、2通とし、施設の所在地を管轄する熊本県保健所長を経由しなければなら ない。ただし、当該施設の所在地が熊本市の区域にある場合は、直接知事に提出しなけ ればならない。
- 第6条中「受験願書(別記第4号様式)」を「調理師試験受験願書(別記第4号様式。 以下この条において「受験願書」という。)」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、受験票(当該試験が行われる日から3年さかのぼった日の属する年度以降に 行われた試験に係るものに限る。以下この条において同じ。)を当該受験願書に添えて提出するときは、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。 第6条第1号を次のように改める。
  - (1) 受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチ メートル、横3.5センチメートルのカラーの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月 日を記載したもの

- 第6条に次の2号を加える。 (3) 調理業務従事証明書(別記第5号様式)
- 第2号又は前号に掲げる書類(受験票を添える場合にあっては、当該受験票)に 記載された氏名と受験願書に記載した氏名とが異なる場合にあっては、戸籍謄本又は 戸籍抄本

第8条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第10条を削る。 別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第6条関係)

調理師試験受験願書	収入証紙
年 月 日	
熊本県知事 様	
調理師法第3条の2第1項に規定する試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。	
本籍	-
(国籍)	
現住所	
電話番号	
ふりがな	
氏 名 (氏)	(名)
生年月日 年 月	日

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。 別記第5号様式(第6条関係)

調理業務従事証明書

①従事者氏名	(受験者)				
②生年月日		年	月	日	

上記の者は	は、次のとおり調理の業務に	従事したこと	を証明しま	す。
③勤 務 施設名		④勤務施設 所 在 地	電話	( )
⑤ 種	類 ところに○印を付けてください。)	⑥許 可 · 開 許可保健所	設 年 月 日 ・許可番号	⑦調理業務の内容 (調理操作や献立例を 具 体 的 に 記 載 してください。)
務 関 係 営 業 施 飲食店	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(最新の許可 年 第	<sup>年月日等)</sup> 月 日 保健所 号	(調理操作)
設給食	食数 1日あたり 食 1回あたり 食 (1日に複数回提供する場合は、最多食 を記入してください。ただし、継続的に	II	設年月日)	
の施設	給している場合に限ります。)     1 寄宿舎 2 学校	年	月 日	(献立例)
種	<ul><li>3 病院 4 事業所</li><li>5 社会福祉施設</li></ul>			
類	6 介護老人保健施設			
	7 矯正施設 8 自衛隊			
	9 給食センター			
	10 その他 ( )			
8上記	の施設で調理の	年	月	日から
業務	に 従 事 し た 期 間	年	月	日まで 年 か月
9勤 務	日数及び時間		日/	週、時間/日
⑩廃 業した	場合のみ記入してください。)	年	月	日
⑪証明日	年 月	日		③実印又は職印
	所在地又は住所			
	電話	( )		
	名称	1	1	_
	地位	氏 名		
	勤務施設の代表者 合の理由			
	則は、公布の日から施行する			
	保育大学校学則を廃止する 1年3月24日	る規則をここ	に公布する	<i>,</i> , ,

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第3号

熊本県立保育大学校学則を廃止する規則

熊本県立保育大学校学則(昭和38年熊本県規則第72号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

# 告 示

# 熊本県告示第231号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番号(平20 熊本県臨)	名号	品種	検 査 成 績	飼養者	検査場所
平成21年 3月9日(月)	第10号	絃 玖	ペルシュ ロン種	2級	有限会社宮 村牧場	阿蘇郡西原
3月9日(月)			ロノ性		17 仅 场	<b>小</b> 汀

# 熊本県告示第232号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画下水道事業 合志公共下水道

- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分
    - 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和60年1月31日熊本県告示第132号、昭和63年4月9日熊本県告示第 304号、平成2年12月19日熊本県告示第866号、平成6年9月21日熊本 県告示第736号、平成12年7月28日熊本県告示第646号、平成15年12 月3日熊本県告示第1141号の事業地のうち、大字福原字三ツ迫の地内において 事業地を変更する。
- 4 事業施行期間

昭和60年1月31日から平成23年3月31日まで

# 熊本県告示第233号

で書者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)から廃止の届出があった。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# (精神诵院医療)

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、		
	主たる事務所の所在地及	廃止年月日	医療機関コード
	び代表者の氏名		
メンタルケア新屋敷クリニ	熊本市水前寺一丁目23	平成21年	0 1 2 6 5 5 4
ック	番7号の901	3月31日	
熊本市新屋敷三丁目9番4	本田 寿賀		
号の 7			

# 熊本県告示第234号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第5条第1項の規定により 少年に優良な興行として平成21年3月13日次のように推奨したので、同条第2項の規 定により告示する。

平成21年3月24日

			熊本県知事	蒲	島	郁	夫	
種 別	題	名			推	奨	理	由
推奨映画	マダガスカル 2	(パラマウントピク	チャーズジャパ	ン)	13	少年	を健生	全に
					育月	戊す.	るうえ	えに
					有益	立でる	ある。	

#### 熊本県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 宇城市
  - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
    - 西港一区2 (321-1-007) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
    - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
    - 次の図のとおり エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
    - 急傾斜地の崩壊 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 瀬戸外(321-1-008)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 瀬戸-1 (321-1-009-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 瀬戸-2(321-1-009-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に

関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 瀬戸-3 (321-1-009-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 瀬戸-4 (321-1-009-4)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 瀬戸-5 (321-1-009-5)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)瀬戸-6(321-1-009-6)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 石場一1(321-1-010-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (10)石場-2 (321-1-010-2)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ
  - 宇城市三角町三角浦 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 ウ 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図部に備え置いて縦覧に供する。 その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木

- (11)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 石場-3 (321-1-010-3)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 ウ 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (12)石 - 4 (3 2 1 - 1 - 0 1 0 - 4)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 宇城市三角町三角浦

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図部に備え置いて縦覧に供する。 その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (13)西港三区5 (321-1-011)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) (14)

- 村の上-1 (321-1-012-1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

(15)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 村の上-2 (321-1-012-2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) (16)村の上-3 (321-1-012-3)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (17)山川-1 (321-1-013-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) (18)山川-2 (3 2 1 - 1 - 0 1 3 - 2)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (19)

山川 - 3 (321-1-013-3)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

本島(A)-1(321-1-014-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 本島(A)-2(321-1-014-2) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 宇城市三角町三角浦 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 本島(C)(321-1-015)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

本島(B)-1(321-1-016-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 本島(B)-2(321-1-016-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 本島(D)(321-1-017)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 首入(321-1-018)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 東港一区1-1(321-1-019-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 東港一区1-2 (321-1-019-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 東港一区1-3 (321-1-019-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 東港二区1(321-1-020)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西港一区1-1(321-2-004-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西港一区1-2 (321-2-004-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西港三区2 (321-2-005)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 工 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 西港三区3 (321-2-006)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 東港一区2 (321-2-007) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

東港一区3 (321-2-008)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 東港一区4 (321-2-009)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

東港一区5 (321-2-010)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に

関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (39)

西港二区2 (321-2-011)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図部に備え置いて縦覧に供する。 その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木

- (40)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西湊川 (2) (321-1-006)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (41)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西湊川(3)(321-1-007)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (42)瀬戸川 (321-1-008)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 ウ 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (43)西湊川(4)
  - $(3\ 2\ 1-1-0\ 0\ 9)$ 1
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 ウ 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)石場川(321-1-010)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 三角浦川(321-1-011)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西湊川(1)(321-2-005)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 荒川川(321-2-006)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇城市三角町三角浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- 2 大津町
  - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 室2(403-1-005)
    - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町室
    - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西岳1(403-1-006)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)上鶴3丁目(403-1-007)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 上大津(403-1-008)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)上大津3(403-1-009)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 西岳2-1 (403-1-010-1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 士砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 西岳2-2(403-1-010-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 上鶴3丁目2(403-1-011)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

上鶴3丁目3 (403-1-012)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)後迫3(403-1-013)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 後泊4 (403-1-014)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 吹田(403-1-015) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 大津町吹田
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)室(403-1-019)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町室
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 上大津3-1 (403-1-020-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

上大津3-2(403-1-020-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 後迫(2)(403-1-001(人))
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

畦原(403-2-009)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 室(403-3-018)
  - 一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町室
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 後迫(403-3-019)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

上大津1 (403-3-020)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 上大津2(403-3-021)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 大津町大津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

- 3 天草市
  - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)下川原(西)(207-1-014)
    - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本渡町本渡

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)下川原(東)(207-1-015)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 内柿1 (207-1-016) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
    - 天草市本渡町本渡 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
    - 次の図のとおり エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
    - 土石流 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 内柿2(207-1-017)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 山の口1-1 (207-1-018-1) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

山の $\Box 1-2$  (207-1-018-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

山の口2 (207-1-019)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

天草市本渡町本渡

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 山の口3 (207-1-020)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本渡町本渡

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- ユーエヴァ青の先生原囚となる日然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

山の手1 (207-1-024)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

山の手2(207-1-025)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

天草市諏訪町

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)南(207-1-026)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (12)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 本渡-1(207-1-027-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 天草市本渡町本渡
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

- (13)本渡-2 (207-1-027-2)
  - 土砂災害警戒区域の所在地 イ
    - 天草市本渡町本渡
  - ゥ 土砂災害警戒区域の表示
    - 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (14)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 平首 (207-2-022)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 天草市本渡町本渡
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図部に備え置いて縦覧に供する。 その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) (15)山の口南1 (207-2-023)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 1 天草市本渡町本渡
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 才 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (16)山の口南2 (207-2-024)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 1 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 エ 土石流
  - 才 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) (17)溝端1 (207-2-025)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 天草市本渡町本渡
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

- 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号) (18)
  - 山の口3 (207-3-016)
  - 土砂災害警戒区域の所在地 イ
    - 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図部に備え置いて縦覧に供する。 その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) (19)

山の口南3 (207-3-017)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ 天草市本渡町本渡
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。

- (20)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 溝端2 (207-3-018) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 イ
  - 天草市本渡町本渡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

(21)

溝端3 (207-3-019)

土砂災害警戒区域の所在地

天草市本渡町本渡

- ゥ 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

(22)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 城ノ平1 (207-1-026)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市船之尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)下川原-1(207-1-027-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 内柿2-1 (207-1-028-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 内柿2-2(207-1-028-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

部に備え置いて縦覧に供する。

- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)内柿2-3(207-1-028-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 内柿1 (207-1-029)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 古川町(207-1-039)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市古川町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 次の図のとねり エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
    - 土砂災害の発生原因となる目然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 乙女蛇2(207-1-040)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の手2-1 (207-1-041-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の手2-2(207-1-041-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の手2-3(207-1-041-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 諏訪-1 (207-1-042-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 諏訪-2 (207-1-042-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市諏訪町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 諏訪-3 (207-1-042-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市諏訪町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 乙女蛇池上1(207-1-043)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 乙女蛇池上2-1 (207-1-044-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

乙女蛇池上2-2 (207-1-044-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市南町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 士砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 乙女蛇池上2-3 (207-1-044-3)

  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 南2(207-1-045)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 浄南町西-1(207-1-047-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市浄南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 浄南町西-2 (207-1-047-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市浄南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木 部に備え置いて縦覧に供する。)

(44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

天草ユース下 (207-1-050)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市浄南町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の手-1 (207-1-001(人)-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の手-2(207-1-001(人)-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 乙女蛇(207-1-002(人))
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市山の手町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 本渡町東-1 (207-3-006-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市浄南町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

本渡町東-2 (207-3-006-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市浄南町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の口2(207-1-030)

  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の口1 (207-1-031)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本渡町本渡

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 本渡斎場南1 (207-2-033)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - 本渡斎場南2 (207-2-034) イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
    - 天草市本渡町本渡 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
    - 次の図のとおり エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
    - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 溝端1(207-2-047)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 溝端2(207-2-048)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

溝端 3-1 (207-2-049-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 溝端3-2 (207-2-049-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の口3(207-3-025)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

山の口4-1 (207-3-026-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 山の口4-2(207-3-026-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

部に備え置いて縦覧に供する。

- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 町山口川右岸(207-3-027)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)とくさロー1(207-3-028-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
  - とくさロー2 (207-3-028-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - エ 士砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に 関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

# 熊本県告示第236号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年3月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
				後	(メートル)	(メートル)	
	主要地方道	水俣田浦	葦北郡津奈木町大字福浜字赤		10.2		旧道移
		線	崎	前	$\sim$	244.9	管
			617番2地先から		30.0		
			同町大字福浜字脇川内		3.0		
			1659番4地先まで		$\sim$	394.3	
					26.0		
					10.2		
				後	$\sim$	244.9	
l					30.0		

<ul><li>葦北郡津奈木町大</li><li>泊</li><li>3132番9</li></ul>	前	15. 5 ~ 27. 5	45.4	
同所 3 1 7 3 番 8	4 地先まで	4.0 ~ 9.0	97. 1	
	後	15. 5 ~ 27. 5	45.4	

区域を変更する期日 平成21年3月24日

# 熊本県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路 の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい て一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備考
			(メートル)	
一般県道	瀬田熊本線	熊本市新南部三丁目	20.0	単道改
		457番1地先から		
		同所		
(11, 121, ), 111		457番1地先まで		

供用を開始する期日 平成21年3月24日

## 熊本県告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路 の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい て一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

工 但 四 少 1年:		2 区用 5 四角 7 3 四间 4		
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備考
			(メートル)	
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字竹ノ川	168.6	国防災
		4944番2地先から		
		同所		
		4944番2地先まで		
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野丙字覚井	133.0	単道改
		1081番地先から		
		同所		
		1054番3地先まで		

供用を開始する期日 平成21年3月24日

#### 熊本県告示第239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。 その関係図面は、平成21年3月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい て一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市南島字白拍子 798番1地先から	60.0	単道改
		同市鹿央町岩原字扇田 1 4 0 4 番 2 地先まで		
主要地方道	水俣田浦線	章北郡津奈木町大字岩城字蛭子 2951番17地先から	140.0	緊道整 B
		同所 2949番7地先まで		
		<ul><li>葦北郡津奈木町大字岩城字蛭子</li><li>2989番64地先から</li></ul>	191.3	
		同町大字岩城字大戸 3029番3地先まで		
		葦北郡津奈木町大字福浜字平生 2491番1地先から	62.4	単道改
		同所 2 4 7 8 番 2 地先まで		
		章北郡津奈木町大字福浜字平生 2540番2地先から	106.5	
		同所 2548番4地先まで		
		水俣市大迫字村前 927番1地先から	60.0	
		同市大迫字高柳 8 0 7番1地先まで		
主要地方道	芦北坂本線	章北郡芦北町大字大尼田字中野 1620番7地先から	75. 2	単橋改
		同町大字大尼田字前田 1049番8地先まで		
一般県道	古石天月線	章北郡芦北町大字告字川内迫 237番1地先から	139.0	単道改
		同所		
一般県道	球磨田浦線	235番1地先まで 葦北郡芦北町大字横居木字梶原	159.0	単道改
		13番1地先から 同町大字横居木字出口		
一般県道	越小場湯浦	1 0番2地先まで 葦北郡芦北町大字古石字唐津山	128. 5	単道改
	線	554番1地先から同所		
一般県道	上野田黒渕	836番2地先まで 阿蘇郡小国町大字黒渕字玉洗	41.2	単道改
	線	776番2地先から 同所		
	始する期日	7 8 0 番 1 地先まで 平成 2 1 年 3 目 2 5 日		

2 供用を開始する期日 平成21年3月25日

# 熊本県告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。その関係図面は、平成21年3月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい て一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	備考
			(メートル)	
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字水ノ本	85.0	単道改
		1279番2地先から		
		同所		
		1304番1地先まで		

供用を開始する期日 平成21年3月26日

#### 公 告

# 熊本県公告第135号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があ ったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書 類を縦覧に供する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

大規模小売店舗の名称及び所在地 ロッキー世安店

熊本市世安町字大畑378-4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ロッキー	鹿本郡植木町大字植木133番の1
代表取締役 竹下光伸	

- 大規模小売店舗の新設をする日 3
  - 平成21年9月上旬
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 323平方メートル 1,
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数 (1)
    - 5 4 台
  - (2)駐輪場の収容台数
    - 10台
  - 荷さばき施設の面積 (3)
    - 45平方メートル
  - (4)廃棄物等の保管施設の容量
    - 18立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (1)閉店時刻 午後10時 開店時刻 午前8時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (2)
    - 第1駐車場 午前7時30分から午後10時30分まで 第2駐車場 2 4 時間
  - 駐車場の自動車の出入口の数 (3)2 箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後6時まで
- 届出年月日 7
  - 平成21年3月10日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成21年3月24日から平成21年7月24日まで

# 熊本県公告第136号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条の規定に基づき平成21年度 前期技能検定を次のとおり実施する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種 (1) 1級及び2級

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(3) 単一等級

金属研磨仕上げ

- 2 試験の方法
  - 実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
  - (1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
1級	造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、	16,500円
及び	鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機	
2級	器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、	
	家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラ	
	スチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、	
	畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ	
	施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	
	婦人子供服製造	14,200円
3 級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、	16,500円
	左官、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	(11,000円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成21年6月8日から平成21年9月13日までの間において、 熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成21年6月1日に熊本県職業能力開発協会で公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検定職種	実	施	年	月	日
	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器	平成	2 1	年7月	2 (	6 目
	組立て、左官、塗装、広告美術仕上げ、フラワー					
	装飾					
1級及び	造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、		2 1	年 8 月	2 3	3 目
2級	プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、					
	塗装					
	機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、		2 1	年 8 月	3 (	日 C
2級	建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具					

	製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	
	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成21年9月6日
単一等級	金属研磨仕上げ	平成21年9月6日

実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

- 受検申請の手続
  - (1)提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明す る書面を添えること。

(2)提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内

 $0\ 9\ 6 - 3\ 8\ 4 - 1\ 7\ 1\ 1$ 

受付期間 (3)

平成21年4月2日から平成21年4月15日まで

受検申請に関する注意等 (4)

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県 職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用 紙請求工 と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140円切手をはったもの) を同封するこ

- 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在 中」と朱書きすること
  - なお、郵送による申請書は、平成21年4月15日までの消印のあるものに限り 受け付ける。
- イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面 を同封すること。
- 手数料の納付方法等 5

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった 場合でも、手数料は、返還しない。

- 合格発表
  - (1)合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発 協会が平成21年10月2日以降(平成21年7月26日に学科試験を実施する職 種については平成21年8月28日以降)に書面で通知する。

- 技能検定の合格者は、平成21年10月2日(平成21年7月26日に学科試験を実施する職種については平成21年8月28日)に熊本県庁行政棟本館1階ロビ - の掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣、 級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能 士章、2級技能士章、3級技能士章、単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又 は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

# 熊本県公告第137号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条の規定に基づき技能実習制度 に係る平成21年度技能検定を次のとおり実施する。

平成21年3月24日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

## 実施職種

(1)

さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。) 金属プレス加工、鉄工、建築板金(ダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(機板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、 電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、 冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝 具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、クェルポイント施工、表装、送装(建築途装、金属途装、 鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)、工業包装

基礎1級及び基礎2級

製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、 ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

基礎2級 (3)

紙器・段ボール箱製造

受検資格

技能実習制度に係る3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又 は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

試験の方法

実技試験及び学科試験

- 技能検定試験の手数料及び実施期日等
  - 実技試験 (1)

実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、	16,500円
工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、	
機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、	
冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製	
作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、	
プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハ	
ム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわ	
らぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コン	
クリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ	
施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装、紙器・段ボール	
箱製造	
機械検査、婦人子供服製造	14,200円

実技試験の実施期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あ て送付する。

学科試験 (2)

学科試験の手数料 3,100円

学科試験の実施期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において熊本県職業能力 開発協会が指定する日に行う。

学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

受検申請の手続

(1)提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明す る書面を添えること。

(2)

提出先 熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内

電話 096-384-1711

(3)受付期間 実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで

受検申請に関する注意等

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県 職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用 紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140円切手をはったもの) を同封すること。

申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在 中」と朱書きすること。

イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書 面を同封すること。

手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場 合でも、手数料は返還しない。

合格発表

合格通知 (1)

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発 協会が書面で通知する。 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交 付する。

その他

技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

### 熊本県公告第138号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

郁 熊本県知事 蒲 島 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 (2工区)

菊池郡菊陽町大字原水字下八町2137番の一部及び水路の一部

3, 458. 28平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町

#### 熊本県公告第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成21年3月24日

熊本県知事 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

水俣市月浦字前田54番18及び同54番183の一部 4,669.60平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

鹿児島県阿久根市波留1074番地1 株式会社タイセイ工務店

# 熊本県公告第140号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 八代市松崎町字横手割444番、同445番及び同446番 4,987.54平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 八代市古城町2690番地 八代地域農業協同組合

#### 熊本県公告第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字辛川字中尾1923番1の一部、同1924番の一部、同1925 番の一部、同1928番1の一部、同1928番3の一部、同1928番4の一部、大 字辛川字下石ケ迫2454番の一部及び同2455番の一部

978. 77平方メートル 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 上益城郡益城町大字惣領字木神1522番地1

医療法人永田会

# 熊本県公告第142号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、健康保険病 院労働組合八代総合病院支部支部長から平成21年3月3日付けで次のとおり争議行為を 行う旨の通知があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4 項の規定により公表する。

平成21年3月24日

熊本県知事 郁 蒲 島 夫

争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

重点要求事項 (1)

臨時職員に関する要求 T

その他の要求 イ

継続する要求事項 (2)

T

一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた 再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病 院間でも再協定するこ

増員・賃金・労働条件の改善

患者サービス向上に関する要求

施設・設備の改善に関する要求

その他の要求 力

争議行為の日時 2

平成21年3月26日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

争議行為を行う場所

健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地

争議行為の概要

健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじ め、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については 配慮する。

# 熊本県公告第143号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字沖野1838番8

300.18平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 合志市須屋2695番地498

みどり 川端

#### 熊本県公告第144号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 合志市須屋字船入473番1、同474番1の一部、同474番3の一部及び同47 5番1の一部

1,730.63平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市平成三丁目16番27号 株式会社九建ホーム

### 熊本県公告第145号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成21年3月24日

> 熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市御代志字中明午1661番216及び同1661番189の一部 862.97平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市水前寺三丁目30番13-201号 堀口

## 熊本県公告第146号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、熊本県医療 労働組合連合会執行委員長から平成21年3月13日付けで次のとおり争議行為を行う旨 通知があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定 により公表する。

平成21年3月24日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

- 争議行為の目的
  - 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。 医師確保 法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び介護従事者処遇改善法の実効性確保
  - 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業 績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡 大反対
  - 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の中止・撤回。患者負担増反 医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
  - 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住 民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
  - 200万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見通し」の抜本見直し。 間・2交代制勤務反対。2年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の
  - 9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・ 有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など大増税反対 争議行為の日時
- 平成21年3月26日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 争議行為を行う場所
  - 特定医療法人芳和会 くわみず病院(熊本市神水一丁目14-41)
  - 特定医療法人芳和会 本部事務所(熊本市神水一丁目14-41)
  - 特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所 (熊本市神水一丁目14-41)
  - 特定医療法人芳和会
  - ぽっぽ保育所(熊本市水前寺六丁目20-11) 平和クリニック(熊本市本荘二丁目15-18) 特定医療法人芳和会
  - くすのきクリニック(熊本市龍田五丁目1-41) 特定医療法人芳和会
  - 特定医療法人芳和会 菊陽病院(菊池郡菊陽町原水字下中野5587) 特定医療法人芳和会 菊陽ぽっぽ保育所 (菊池郡菊陽町原水字下中野 5 5 8 7)
  - 特定医療法人芳和会 水俣協立病院(水俣市桜井町二丁目2-12)
  - 特定医療法人芳和会 神経内科リハビリテーション協立クリニック(水俣市桜井町二 丁目2-28)
  - 特定医療法人芳和会 八代中央クリニック(八代市永碇町1361)
  - 特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック(天草市丸尾町16-34)
  - ひまわり薬局(熊本市神水一丁目20-7) くすの木薬局(熊本市龍田五丁目1-43) さくら薬局(水俣市桜井町二丁目2-19) 有限会社健康共同ファルマ
  - 有限会社健康共同ファルマ
  - 有限会社健康共同ファルマ
  - 有限会社健康共同ファルマ たんぽぽ薬局(菊池郡菊陽町原水字下中野5587-4)
  - 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院 (熊本市佐土原一丁目8-33)
  - 社会福祉法人くまもと福祉会 特別養護老人ホームたくまの里(熊本市御領一丁目1 3 - 26
- 争議行為の概要 4 救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合

員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

# 熊本県公告第147号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	有明(下津 浦 工 区) (天草市)	平成16年12月28日	平成21年2月18日	熊本県

### 登載依頼

# 熊本県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成21年3月24日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

# その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
いわした友春後援会	山室 健蔵	岩下 富美子	阿蘇郡南阿蘇村吉田1091-2
緒方奨後援会	岩津 利明	歌丸 光典	菊池市野間口1125
工藤保雄後援会	今村 元雄	古沢 保介	阿蘇郡南阿蘇村久石2670
さいとう正後援会	齊藤 正	大渕 正之助	八代市井上町371番地(205)
篠崎鐵男後援会豊野支部	清成 澄人	福田 攻	宇城市豊野町糸石3485-1
中逸博光後援会	大山 真理子	中逸 博	玉名郡長洲町長洲2387-2
長野敏也後援会	長野 誠一	長野 哲敏	阿蘇郡南阿蘇村河陽2025-1
なにかわ雅彦後援会	何川 雅彦	何川 希	上天草市大矢野町登立565
平田晶子後援会	丸山 直一	早稲田 富士男	上天草市大矢野町中5725番地1
藤井修一後援会	河添 恭輔	中田 敏男	鹿本郡植木町味取54番地1
松田新市後援会	遠山 光義	奥田 敏彦	八代市鏡町宝出1285
吉田きとく応援の会	宮坂 照義	徳永 末人	玉名市中2022-2

# 熊本県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成21年3月24日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

# 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		
政府団体の石が	英勤争识	新	旧	
公明党熊本第二総支部	会計責任者	前田 憲秀	城下 広作	
自由民主党菊陽町支部	主たる事務所の所在地	菊池郡菊陽町原水646	菊池郡菊陽町津久礼3218	
自由民主党熊本県天草市第二支部	会計責任者	下田 敬二	山川 雄作	
自由民主党熊本県遺族会支部	会計責任者	小川 綾子	畑本 千里	
自由民主党熊本県熊本市第二支部	会計責任者	倉重 力	大野 鐵行	
自由民主党熊本県身障連支部	代表者	三角 保之	際田 喜一郎	
自由民主党熊本県石油販売業支部	会計責任者	松坂 勇	福原 修	

# その他の政治団体

での他の政行団体	用私本店	内容		
政治団体の名称	異動事項	新	旧	
池田和貴後援会	会計責任者	下田 敬二	山川 雄作	
木原稔後援会	主たる事務所の所在地 _	熊本市健軍1-37-6	熊本市江津2-29-25	
木村仁後援会	国会議員関係政治団体 の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体	る国会議員関係政治団体かつ法第 19条の7第1項第2号に係る国 会議員政治団体	
熊本県商工連政治連盟	会計責任者	岩下 直昭	永田 昭三	
熊本県社会保険労務士政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本市坪井6丁目38-15 建 峰ビル304	熊本市坪井6丁目38-15	
熊本県石油政治連盟	会計責任者	松坂 勇	福原 修	
熊本県中小企業政治連盟	会計責任者	新開 忠邦	田川 勝稔	
国際勝共連合熊本県本部	主たる事務所の所在地	ド岩崎106号	熊本市渡鹿3-8-54	
国队历六足口原本外不印	代表者 会計責任者	中山 信也 中山 信也	<u>山隈 勝信</u> 山隈 勝信	
佐藤周平後援会	主たる事務所の所在地 会計責任者	人吉市上薩摩瀬町1401-7 佐藤 保壽子	人吉市上薩摩瀬町1400-6 佐藤 昌一	
政治連盟熊本県防衛を支える会	会計責任者	石川 幸紀	古庄 昌雄	
隊友稲穂会	主たる事務所の所在地	熊本市健軍1-37-6	熊本市江津2-29-25	
田中さとし後援会	代表者 会計責任者	田中 宏 田中 恵美子	原 健一 田中 宏	
中嶋憲正後援会	主たる事務所の所在地	山鹿市鹿本町石渕593	鹿本郡鹿本町石渕593	
ますなが慎一郎後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡御船町御船1046-1	上益城郡御船町辺田見386-1	

# 熊本県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体 の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成21年3月24日

> 熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

#### その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
上原義武後援会	人吉市七日町31	平成20年12月31日
緒方奨後援会	菊池市七城町砂田257	平成17年3月20日
熊本魚水会	菊池市隈府274	平成20年12月31日
熊本政経研究会	熊本市尾ノ上3-10-12	平成20年12月31日
つきもり守後援会	玉名市築地1736-2	平成20年12月31日
築森守の会	玉名市築地1736-2	平成20年12月31日
西川京子熊本後援会	熊本市龍田町弓削西の上812-1マルソービル3F	平成20年9月16日
橋本孝明後援会	玉名郡長洲町下東1766-1	平成20年12月31日

# 熊本県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理 団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次 のとおり公表する。 平成21年3月24日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出事		資金管理団体の名称	異動事項	内容		
者	乙帆の狙射	貝並目圧団体の右体	共 勤 尹 復	新	旧	
池田 和貴	県議	池田和貴後援会	会計責任者		山川 雄作	
増永 慎一郎	県議	ますなが慎一郎後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡御船町御船1046-1	上益城郡御船町辺田見386-1	

# 熊本県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理 団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公 表する。 平成21年3月24日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届 出をした者の氏名		資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
木村 仁	参議院	木村仁後援会	熊本市水前寺6-32-8熊本太陽ビル	木村 仁
魚住 汎英	参議院	熊本魚水会	菊池市隈府274	魚住 汎英
築森 守	県議	つきもり守後援会	玉名市築地1736-2	築森 守
橋本 孝明	町村長	橋本孝明後援会	玉名郡長洲町下東1766-1	橋本 孝明

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

熊本県企業局会計規程(昭和39年電気事業管理規程第2号)の一部を次のように改正 する。

目次中「第4節 契約(第92条-第96条)」を「第4節 契約一般(第92条-第 96条)」に改める。

本則中「第4節 契約」を「第4節 契約一般」に改める。 第91条第1項第2号中「物品」を「もの」に改め、同項第3号中「10万円未満の物 品の購入又は修繕をするとき。」を「10万円を超えないとき。」に改め、同条第2項中 「予定価格調書の作成を省略することができる。」を「予定価格の算定基礎を記載した書 類をもって予定価格調書に代えることができる。」に改める。

第91条に次の1項を加える。

- 契約担当者は、予定価格が30万円を超えない契約をしようとする場合においては、 前項の規定にかかわらず、予定価格調書及び予定価格の算定基礎を記載した書類の作成 を省略することができる。
- 第95条第5項第9号中「少額」を「100万円以下」に改める。

第95条の次に次の1条を加える。

- 第53条第1項及び第65条に定めるもののほか、委託その他の契約を締 結した場合は、管理者が任命した検査員に検査させなければならない。
- 前項の検査は、契約担当者が自ら又は所属の職員に命じ、若しくは所属の職員以外の 職員に依頼して行うものとする。
- 第112条第3号中「又は欠損金処理計算書」を削る。

別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外収益 企業局又は(何)附帯事業 受入利息 有価証券利息の項中「公営企業金融公庫債券利息」 を「地方公営企業等金融機構債券利息」に改める。

別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業費用 (何) 発電所又は発電総合管理所又は一般管理費 普及開発関係費の項中「 広告宣伝費 資料作成費

を「一広告宣伝費」 資料作成費

に改め、事業費 営業外費用 企業局又は(何)附帯事業 支払利

地域振興費 を「 企業債利息の項中「 財政融資資 財政融資資 に改める。 金利息 金利息 簡保資金利 簡保資金利

> 息 息 公募債利息 公募債利息 公営企業金 地方公営企 業等金融機 融公庫 肥後銀行 構 三菱東京U 肥後銀行

F J 銀行 三菱東京U FJ銀行 その他金融 機関

別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 (何) 建設工事口 総係費 建設中利子の項中「公営企業金融公庫」を「地方公 営企業等金融機構」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の電気事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債業局の項中「 公営企業金 を「 地方公営企 に改める。	香 公募債 企
機関   」   一般関   」   一般関   の電気事業会計勘定科目の資本金の表の資本金企業局 企業債 公募債の項中「公営企業金 を「地方公営企業等金融機   肥後銀行   三菱東京U   下 J 銀行   上州電力株   式会社   」   下 J 銀行   九州電力株   式会社   この他金融   この他   この他	
機関  」   別表第2(第8条関係)の工業用水道事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 工業用水道 受入利息 有価証券利息の項中の「公営企業金融公庫債方公営企業等金融機構債券利息」に改める。   別表第2(第8条関係)の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の事業用 工業用水道 支払利息 企業債利息の項中「  財政融資資   を「  財	券利息」を「地
金利息 簡保資金利 息 公募債利息 公営企業金 融公庫 肥後銀行 三菱東京U FJ銀行	利保 募方等 後菱Jの制保 募方等 後菱Jの側 息金 観東銀他 行京行金 融
別表第2(第8条関係)の工業用水道事業会計勘定科目の固定資産の表の建設仮勘定 (何)施設建設工事口 総係費 建設中利子の項中「公営公を「地方公営企業等金融機構」に改める。 別表第2(第8条関係)の工業用水道事業会計勘定科目の流動資産の表の	2業金融公庫」
庁支店   」   庁支店   その他金融	に改め、現金
庁支店   」   庁支 その 機関	他金融
改める。 別表第2 (第8条関係) の工業用水道事業会計勘定科目の固定負債の表の債 工業用水道の項中「 公営企業金 を「 地方公営企 に改める。 融公庫	)企業債 公募

	要関係)の工業用水道事業会計 公募債の項中「 公営企業 融公庫 肥後銀東行 三菱銀行 下J州電力 大大会社	業等金融機構 肥後銀行 三菱東京U FJ銀行 九州電力株 式会社 その他金融
収益 有料駐車場	受入利息 有価証券利息の項	機関    勘定科目の収益の表の事業収益 営業外  中「公営企業金融公庫債券利息」を「地
別表第2(第8条用 有料駐車場 支	機構債券利息」に改める。 関係)の有料駐車場事業会計 払利息 企業債利息の項中「	
建設仮勘定 有料	∤駐車場建設工事口 総係費	勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設中利子の項中「公営企業金融公庫」
別表第2(第8条		勘定科目の流動資産の表の現金預金 預を「   肥後銀行県   に改め、現金預金   庁支店   その他金融   機関   」
預金 企業局 譲	護渡性預金の項中「   肥後銀行   庁支店	県を「肥後銀行県に改める。庁支店その他金融
別表第2(第8条 債 有料駐車場の項	[中「 公営企業金 を	三後銀行 その他金融
		業等金融機 構 肥後銀行 三菱東京 U

	式会社	]	九州電力株式会社	
附 則 この規程は、平成21年3月31	日から施行	する。	その他金融機関	
		) 0		